

関係条文

②加盟店情報交換センター

割賦販売法（昭和三十六年七月一日法律第百五十九号）

第三章の五 認定割賦販売協会

（認定割賦販売協会への報告）

第三十五条の二十 会員（包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である包括信用購入あつせん業者又は会員である包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん又は包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が行った利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

（認定割賦販売協会による情報提供）

第三十五条の二十一 認定割賦販売協会は、その保有する前条に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

割賦販売法施行規則（昭和三十六年十一月十四日通商産業省令第九十五号）

第七章 認定割賦販売協会

（利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報）

第百三十五条 法第三十五条の二十 の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- 一 第六十条第二号（同号イに係る部分に限る。）又は第三号の規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由
- 二 法第三十五条の二十 に規定する包括信用購入あつせん関係販売業者等（会員である包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として、当該包括信用購入あつせん関係販売業者等と締結した包括信用購入あつせんに係る契約を解除した場合における当該解除の事実及び事由
- 三 第七十七条第一項第二号若しくは第三号又は第九十四条第二号（同号イに係る部分に限る。）若しくは第三号の規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由
- 四 法第三十五条の二十 に規定する個別信用購入あつせん関係販売業者等（以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として、当該個別信用購入あつせん関係販売業者等と締結した個別信用購入あつせんに係る契約を解除した場合における当該解除の事実及び事由
- 五 前各号に掲げる情報に係る包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人にあつては、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

③苦情処理のために必要な措置

割賦販売法（昭和三十六年七月一日法律第百五十九号）

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

（業務の運営に関する措置）

第三十条の五の二 包括信用購入あつせん業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その包括信用購入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

割賦販売法施行規則（昭和三十六年十一月十四日通商産業省令第九十五号）

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第一款 業務

第六十条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は購入者等からの苦情（法第三十五条の三の十九第一項の規定による対抗を含む。以下この条において同じ。）の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。
- 二 前号の規定による原因究明により知った事項からみて、同号の苦情に係る事項の原因が次のいずれかに係るものであると認めるときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
- イ 包括信用購入あつせん関係販売業者（法第三十条の二の三第四項に規定する包括信用購入あつせん関係販売業者のうち包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業

者を除いたものをいう。次号イにおいて同じ。)又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者(同項に規定する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者のうち包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を除いたものをいう。次号イにおいて同じ。)が包括信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七 各号のいずれかに該当する行為をしたこと。

ロ 包括信用購入あつせん業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたこと。

三 第一号の規定による原因究明、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

イ 利用者又は購入者等からの苦情であつて、当該苦情に係る事項の原因が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係るもの(苦情に係る事項の原因が前号イに規定するものにある苦情を除く。以下このイにおいて同じ。)の発生状況及び当該包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者(当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号において「他の包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。)による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の包括信用購入あつせん関係販売業者等に比し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

ロ 利用者又は購入者等からの苦情であつて、当該苦情に係る事項の原因が包括信用購入あつせん関係販売業者(包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者に限る。)又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者(包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者に限る。)による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係るものの発生状況からみて、当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

四 前二号の規定による調査の結果に基づき、包括信用購入あつせんに係る業務に

関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。

④加盟店への支払い確保

割賦販売法（昭和三十六年七月一日法律第百五十九号）

第二章 割賦販売

第三節 前払式割賦販売

（営業保証金の供託等）

第十六条 許可割賦販売業者は、営業保証金を主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならない。

2 許可割賦販売業者は、営業保証金を供託したときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 許可割賦販売業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、前払式割賦販売の営業を開始してはならない。

第十七条 前条第一項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所又は代理店につき営業所又は代理店ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。

2 前項の営業保証金は、経済産業省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の経済産業省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項 に規定する振替債を含む。）をもつて、これに充てることができる。

第十八条 許可割賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。

2 第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金及び前受業務保証金の還付）

第二十一条 許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に関し、当該許可割賦販売業者又は当該許可割賦販売業者と供託委託契約を締結した受託者が供託した営業保証金又は前受業務保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利の実行があつた場合の措置)

第二十二條 許可割賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その事実を知つた日以後遅滞なく、その不足額を供託しなければならない。

2 (略)

3 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は第一項の規定により供託する場合に、第十八条の四第二項の規定は前項の規定による届出に準用する。

(営業保証金及び前受業務保証金の保管替え等)

第二十二條の二 許可割賦販売業者又は供託委託契約の受託者は、金銭のみをもつて営業保証金又は前受業務保証金を供託している場合において、許可割賦販売業者の主たる営業所の所在地について変更があつたためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、営業保証金又は前受業務保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の許可割賦販売業者の主たる営業所のもよりの供託所への営業保証金又は前受業務保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 許可割賦販売業者は、第十七条第二項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金又は前受業務保証金を供託している場合において、主たる営業所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該営業保証金又は前受業務保証金の額と同額の営業保証金又は前受業務保証金を所在地変更後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令・経済産業省令で定めるところにより、所在地変更前の主たる営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金又は前受業務保証金を取り戻すことができる。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

(営業保証金の取戻し)

第三十五條の二 第三十四条の三第一項の規定による登録の消除があつたときは、登録包括信用購入あつせん業者であつた者又はその承継人(次条において準用する第二十八条の規定により登録包括信用購入あつせん業者とみなされる者を除く。)は、当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。登録包括信用購入あつせん業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が次条において準用する第十七条第一項に規定する額を超えること

となつたときにおけるその超える額についても、同様とする。

- 2 第二十九条第二項及び第三項の規定は前項前段の、第十八条の二第二項及び第三項の規定は前項後段の規定による営業保証金の取戻しに準用する。

(準用規定)

第三十五条の三 第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条の二、第二十四条、第二十六条第一項並びに第二十八条の規定は、包括信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者」と、第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十条第二項」と、「又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したとき」とあるのは「第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除したとき」と、第二十八条中「第二十三条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十四条の二第一項若しくは第二項」と、「第二十五条の規定により許可が効力を失つたとき」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号の規定により登録が消除されたとき」と、「締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付し又は付与した第二条第三項第一号に規定するカード等に係る取引」と読み替えるものとする。

割賦販売法施行規則（昭和三十六年十一月十四日通商産業省令第九十五号）

第一章 割賦販売

第二節 前払式割賦販売

(営業保証金の供託の届出)

第十四条 法第十六条第二項（法第十八条第二項 及び第二十二条第三項 において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第四による届出書を提出してしなければならない。

(営業保証金等に充てることができる有価証券)

第十五条 法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号 から第三号 までに規定する債券
- 二 前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）
- 三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十八条 に規定する振替国債

（営業保証金等に充てることができる有価証券の価額）

第十六条 法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二條第三項及び第二十二條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は前受業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 前条第一号又は第三号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十五
 - 二 前条第二号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十
- 2 割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

第三章 信用購入あつせん

第一節 包括信用購入あつせん

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

（準用規定）

第六十八条 第十四条から第十六条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、包括信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十四条中「法第十六条第二項（法第十八条第二項 及び第二十二條第三項 において準用する場合

を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三 並びに同条 において準用する法第十八条第二項 及び第二十二条第三項 において準用する法第十六条第二項 」と、第十五条及び第十六条第一項中「法第十七条第二項 （法第十八条第二項 、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三 並びに同条 において準用する法第十八条第二項 、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する法第十七条第二項 」と、第二十五条中「法第二十四条 （法第二十六条 において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三 において準用する法第二十四条 」と、第二十六条中「法第二十六条第一項 」とあるのは「法第三十五条の三 において準用する法第二十六条第一項 」と読み替えるものとする。

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則

(昭和三十六年十一月十四日法務省・通商産業省令第一号)

(略)

⑤クレジットカード番号等の漏洩防止

割賦販売法（昭和三十六年七月一日法律第百五十九号）

第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六 包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等（クレジットカード等購入あつせん業者が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

3 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすること（以下「立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「立替払取次業者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等保有業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

- 一 クレジットカード等購入あつせん業者と包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者
- 二 立替払取次業者と立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者
- 三 クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取次業者若しくは前二号

に掲げる販売業者若しくは役務提供事業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者

割賦販売法施行規則（昭和三十六年十一月十四日通商産業省令第九十五号）

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第百三十二条 法第三十五条の十六第一項 の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 クレジットカード番号等の適切な管理について従業者の権限及び責任を明確に定め、当該管理に関する規程類を整備し、当該規程類に従って当該クレジットカード番号等の適切な管理を行うこと。
 - 二 従業者に対し、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な教育及び訓練を行うとともに、従業者にクレジットカード番号等を取り扱わせるに当たっては、当該クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
 - 三 クレジットカード番号等を記録した書類を保管する施設又は設備、クレジットカード番号等の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所その他のクレジットカード番号等を取り扱う施設への不正なアクセスを予防するための措置を講ずること。
 - 四 クレジットカード番号等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によつて作動させられることを防止するための措置を講ずるとともに、当該電子計算機及び当該端末装置の動作を記録すること。
 - 五 クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者又はクレジットカード番号等保有業者においてクレジットカード番号等の漏えい、滅失、き損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下この項及び次条において「漏えい等の事故」という。）が発生したときは、利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。
 - 六 クレジットカード等購入あつせん業者において漏えい等の事故が発生したときは、当該クレジットカード等購入あつせん業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。
- 2 前項第一号から第四号まで及び第六号の規定は、法第三十五条の十六第三項 の経済産業省令で定める基準について準用する。この場合において、前項第六号中「クレ

ジットカード等購入あつせん業者」とあるのは、「立替払取次業者」と読み替えるものとする。

第百三十三条 法第三十五条の十六第四項 の経済産業省令で定める基準は、次項から第五項までに定めるところによる。

2 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、法第三十五条の十六第四項第一号 又は第二号 に掲げる販売業者又は役務提供事業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し、あらかじめ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 販売業者等において漏えい等の事故が発生したときは当該事故の状況を当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対して連絡すべき旨を通知することその他の当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者が当該漏えい等の事故の状況を早期に把握するために必要な措置

二 受託者等（販売業者等からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者をいう。以下この条において同じ。）において漏えい等の事故が発生したときは当該事故の状況を当該販売業者等を通じ当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対して連絡すべき旨を通知することその他の当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者が当該漏えい等の事故の状況を早期に把握するために必要な措置

三 販売業者等において漏えい等の事故が発生したときは当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者が当該販売業者等に対し次項の措置を講ずることについて指導を行う旨を通知すること。

四 受託者等において漏えい等の事故が発生したときは当該受託者等に対してクレジットカード番号等の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした販売業者等を通じ当該受託者等に対し第四項の措置を講ずることについて指導を行う旨を、通知すること。

3 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、漏えい等の事故を発生させた販売業者等に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

4 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、漏えい等の事故を発生させた受託者等に対し、当該受託者等に対してクレジットカード番号等の取扱いの 全部若しくは一部の委託をした販売業者等を通じ、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

5 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等の取扱いの全部又は一部の委託をする場合は、その取扱いの委託を受けたクレ

ジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託を受けた第三者及び当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。